

2 川 監 公 第 3 号

令和2年2月10日

川崎市職員措置請求について（公表）

令和元年12月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、請求人に対する通知文を別紙のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

(別紙)

31川監第720号

令和2年2月10日

坂巻 良一 様

川崎市監査委員	寺 岡 章 二
同	植 村 京 子
同	嶋 崎 嘉 夫
同	沼 沢 和 明

川崎市職員措置請求について（通知）

令和元年12月13日付けをもって受理した標記の請求について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第4項の規定に基づき監査を実施しましたので、その結果を次のとおり通知します。

監査の結果

第1 請求の受付

1 請求の内容

本件措置請求は、別紙1及び別紙2（事実証明書は添付省略）のとおり、市が平成30年度に少額随意契約の軽易工事として実施した「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ補修工事（以下「給水ポンプ補修工事」という。）」及び「特別養護老人ホーム多摩川の里排水ポンプ補修工事（以下「排水ポンプ補修工事」といい、「給水ポンプ補修工事」と併せて「本件各工事」という。）」について、本来1件の工事を250万円以下の2件の工事に分割して発注・契約した違法性があるため、一般競争入札若しくは指名競争入札を行った場合との差額である損害額を認定し、市の被った損害を補填するために必要な措置を講ずるよう求めている。

2 請求の受理

本件措置請求については、所定の要件を具備しているものと認められたことから、令和元年12月24日付けでこれを受理し、監査対象局を健康福祉局とした。

第2 監査の実施

1 請求人の陳述

監査の実施に当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第6項の規定に基づき、令和2年1月8日、請求人から陳述の聴取を行った。この際、同条第7項の規定に基づく健康福祉局の関係職員（以下「関係職員」という。）の立会いがあった。

請求人が本件措置請求の要旨を補足した内容は、おおむね別紙3のとおりである。

2 関係職員の陳述

法第242条第7項の規定に基づき、令和2年1月8日、関係職員から陳述の聴取を行った。関係職員からは、「住民監査請求に対する市の考え方」ほか5点の資料（いずれも添付省略）の提出があった。この際、同項の規定に基づく請求人の立会いがあった。

関係職員が説明した内容は、おおむね別紙4のとおりである。

3 監査対象事項

川崎市職員措置請求書並びに請求人及び関係職員の陳述内容を勘案し、本件各工事を軽易工事として随意契約により執行したことが、違法又は不当といえるかを監査対

象事項とした。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認等

請求人の陳述、関係職員の陳述及び関係書類の調査等の結果、次のような事実関係を確認した。

(1) 軽易工事の定義等について

軽易工事は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の2第1項第1号に掲げる、いわゆる少額随意契約に該当するものである。その定義については、本件各工事契約締結当時の川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和49年訓令第8号）第2条において「予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1件2,500,000円（需用費中100,000円以下のものを除く）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。」と規定されている。

上記のほか、軽易工事（随意契約）に係る法令等については、別紙5に掲げたとおりである。

(2) 1件250万円を超える工事について

健康福祉局は、川崎市請負工事監督規程（昭和43年訓令第4号）第2条第1号に定める工事担当部局でないことから、1件250万円を超える建築工事を行う必要が生じた場合は、まちづくり局に工事を依頼することとなる。

この場合、健康福祉局は、工事に必要な予算を確保するため、翌年度予算編成に伴う予算見積りをまちづくり局に依頼し、当該見積りを基に予算要求を行う。当該予算が措置されると、原則、翌1年目にまちづくり局にて設計が実施され、翌2年目以降に工事が実施されることとなる。

(3) 本件各工事について

ア 本件各工事の実施に至る経過

特別養護老人ホーム多摩川の里（以下「本件特養」という。）には指定管理者制度が導入されており、平成18年度から指定管理者（以下「本件指定管理者」という。）による管理運営がなされている。本件特養を所管する健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課では、例年、同課が所管する各施設の指定管理者に対して必要な工事の照会を行っており、平成26年度の同照会において、本件指定管理者から、本件各工事について、それぞれ別個の工事として実施依頼がなされた。給水ポンプ及び排水ポンプは、本件特養の地下機械室に各2基設置されており、うち各1基が故障により完全に機能停止していたことを理由とするものであったが、健康福祉局における他の工事との優先度の比較により、市の予算確保に至らなかった。

その後も毎年度、本件指定管理者から本件各工事の実施依頼がなされたものの、

予算確保に至らない状態が続いていたが、平成 29 年度になり、健康福祉局は、工事の優先順位を踏まえ、本件各工事の平成 30 年度予算編成に伴う予算見積りをまちづくり局に依頼した。この際、工事の件名を「地下給排水ポンプ交換工事」としたが、同依頼には個別の見積書(まちづくり局への予算見積り依頼に際しては、各局等が業者から徴取した見積書を添付することとされている。)を添付した。

上記予算見積り依頼書の概要欄には、給水ポンプについて「1 台が完全に停止しており、残る 1 台で対応しているが、異音が発生しており、機能が劣化しているものと考えられる。ポンプが停止して不能となれば、施設全体が断水となり、食事や入浴、排泄等のための施設運営を行う上で根幹となる介助サービスができない状態となり、緊急度の高い依頼となる」旨が、排水ポンプについては「2 台のうち 1 台は完全に停止しており、もう 1 台も腐食により配管に穴が開き、水漏れが起きている。使用不能となれば、入浴サービスの排水が出来なくなる恐れがあり、緊急度の高い依頼となる」旨が記載されていた。

まちづくり局は、上記工事及び同設計委託の設計意見として「単年度で工事を完了するには、設計委託に関して H29 年度中に設計委託仕様書作成、他契約準備を行い、H29 年度早期発注を行う等の対応が必要となる。なお、本工事(又は本設計委託)では給水ポンプ改修に関してのみ行い、排水ポンプ改修については、貴局にて軽易工事での対応をお願いする」旨を回答した。健康福祉局は、上記回答を受け、見積もりが 250 万円以下である排水ポンプについて軽易工事での対応することとした。

給水ポンプ補修工事については、まちづくり局において工事発注手続が進められ、平成 30 年度に設計がなされた後、指名競争入札が実施されたが、指名された 10 者のうち 5 者が辞退、4 者が不参、入札参加が 1 者のみで不調となった。

健康福祉局は、まちづくり局からその旨の連絡を受けるとともに、本件指定管理者が取得していた給水ポンプ補修工事の見積もりが 250 万円程度であり、軽易工事として市内業者からの見積り徴取等も考えてはどうかとの説明を受けたことから、以後の対応について検討し、新たに入札を行い再度不調となった場合の施工時期の遅れに伴う施設入居者への影響等を考慮して早急な対応が望ましいと判断し、後記のとおり、排水ポンプ補修工事と同じ市内業者から給水ポンプ補修工事の下見積もりを徴取し、250 万円以下の執行が可能となる見込みであったため、軽易工事での対応することとした。

イ 本件各工事に係る事務手続等

健康福祉局は、株式会社稲田水道工務店(以下「A社」という。)に給水ポンプ補修工事の下見積りを依頼し、この際、未施工であった排水ポンプ補修工事についても併せて下見積りを依頼した。A社からは、見積書を徴取するとともに、給

水ポンプ補修工事の施工に際し一時的な断水が必須となるため、本件特養の施設特性を踏まえ夜間に実施する必要があること、また、本件各工事は施工時に影響が及ぶ範囲が異なるため、本件特養に与える影響が最小限となるよう本件指定管理者と調整の上、施工日時を設定する必要があることを確認した。

健康福祉局は、本件各工事の対象が給水設備と排水設備とで異なること、排水ポンプ補修工事は汚水を扱う作業環境であること、給水ポンプ補修工事は夜間工事が必要であることから、本件各工事は施工内容に相違があると考え、さらに、本件指定管理者との調整により、本件各工事の施工時期が異なる可能性があることを踏まえ、それぞれ別個の工事として執行することとした。

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課では、本件各工事を軽易工事として執行するための予算が措置されていなかったため、局内の緊急整備費を所管する総務部施設課に当該予算の使用申請を行い、承認がなされた。その後、本件各工事とも平成30年11月28日にA社を含めた3者に見積書の提出を依頼し、同年12月17日に予算執行伺の起案・決裁及び請書の提出がなされている。

上記3者の見積金額は、給水ポンプ補修工事につき、A社が2,494,800円、B社が2,764,800円、C社が4,104,000円、排水ポンプ補修工事につき、A社が1,063,800円、B社が1,080,000円、C社が1,531,440円であった（消費税及び地方消費税込み）。

受注業者はいずれもA社で、工事の完成期限、完成日及び検査日は本件各工事とも同31年3月29日である。

2 監査委員の判断

(1) 地方公共団体における契約について

普通地方公共団体の行う契約事務の執行は、公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保するという観点から、一般競争入札が原則とされ、随意契約は、施行令第167条の2第1項各号に該当する場合にのみ認められる極めて限定的な契約方法である。同項第1号では、金額の少額な契約についてまで競争入札で行うことは、事務量がいたずらに増大し、能率的な行政運営を阻害することから、契約の種類に応じた一定の金額を定めており、軽易工事はこれに該当するものであるが、本号を適用するために、故意に契約を細分化するような行為は許されないものとされている。

(2) 本件各工事の違法性・不当性について

請求人は、本件各工事の施工場所、工事の種類、見積り業者、受注業者、予算執行伺書の起案日及び請書の提出日が同一であること等を理由に、1件の工事を2件に分割して発注・契約した違法性がある旨を主張していることから、本件各工事が

分割発注によるものといえるか否かにつき、以下検討する。

前記事実関係のとおり、健康福祉局では、当初、本件各工事を一体の工事とし、まちづくり局の受託工事（1件 250万円を超える工事）として実施することを想定していたものの、排水ポンプ補修工事については、まちづくり局から軽易工事での対応を依頼され、給水ポンプ補修工事については、入札が不調となり、健康福祉局にて以後の対応を検討した結果、軽易工事として実施することとし、その際、未施工であった排水ポンプ補修工事についても、併せて契約事務の手続が執られたものである。

本件各工事の実施に至る経過によれば、当初から1件の工事を意図的に分割して発注・契約したとはいえないが、給水ポンプと排水ポンプの用途が異なるとしても、いずれかの設備しか取り扱えない業者が存するとは考えがたく、事実として、本件各工事は同一の業者が受注していること、また、施工場所が本件特養の地下機械室という極めて限定的な範囲であったことも踏まえると、本来は1件の工事として実施すべきものであったといわざるを得ない。

また、全体を俯瞰してみれば排水ポンプ補修工事と給水ポンプ補修工事はいずれも一体の緊急工事としての予算見積依頼を受けながら、排水ポンプ補修工事のみを軽易工事として先に執行することを促し、給水ポンプ補修工事については、1回の入札が不調となるや、早急な対応のため軽易工事として執行することを提案しており、「早急な対応」であれば軽易工事としての執行を優先すべきかのような対応については疑問が残る。

前記のとおり、公共工事は、一般競争入札を原則とする旨が定められており、単に手続の簡便さや経済性のみを理由に競争入札を回避することは相当ではない。

他方、本件各工事の執行が相当とはいえないとしても、そのことにより市に損失が生じているというためには、高い蓋然性が認められるというだけでは十分でなく、具体的な損害額が客観的な証拠に基づいて認められなければならない。この点、本件各工事の契約金額の合計額が、給水ポンプ補修工事の指名競争入札における予定価格よりも安価であったことを踏まえれば、本件各工事によってただちに損害が生じたとは認めがたく、他に具体的な損害が生じたことを認めるに足りる証拠はない。

(3) 結論

以上のとおり、本件各工事について具体的な損害が生じたとは認められないから、請求人の主張には理由がない。

よって、本件措置請求はこれを棄却する。

川崎市職員措置請求書

2019年（令和元年）12月13日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

1 請求の要旨

(1) 監査対象

甲第1号証及び甲第2号証に示す健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課が、地方自治法に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約手続きを適用せずに、随意契約である「川崎市軽易工事契約事務取扱規程」（以下「軽易工事取扱規程」という。）を適用し、発注・契約した2件の工事を監査対象とします。

(2) 違法性

地方自治法第234条第1項及び第2項、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則第24条の2に定めるいわゆる「少額随意契約」について適用する規定として、川崎市は「軽易工事取扱規程」を制定しております。

軽易工事取扱規程を適用する場合には、軽易工事取扱規程第2条に「1件250万円以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表に定める原形復旧工事をいう。」と定められています。

軽易工事取扱規程の運用について、契約課が策定した契約事務の手引きや会計室が実施している会計事務研修テキストにおいて「1件の工事を数件に分けて発注することはできません。」と分割発注禁止を明確に記載しております。

甲第1号証及び甲第2号証の2件の工事は、「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ補修工事」及び「特別養護老人ホーム多摩川の里排水ポンプ補修工事」という工事名で発注・契約がなされており、1件の工事を2件に分割発注し、契約した違法性があります。

(3) 川崎市が被った損害の補填

上記のとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、本来、地方自治法等に定める一般競争入札もしくは指名競争入札という契約方法で発注・契約を締結しなければなりません。しかしながら、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、一般競争入札もしくは指名競争入札によらず、1件250万円以下の少額随意契約2件の工事に分割発注し、より競争性の低い随意契約により契約を締結した違法契約を行ったものであります。

したがって、本来あるべき契約形態であります一般競争入札もしくは指名競争入札により契約を締結した場合と違法な競争性の低い随意契約により契約した金額の差額が、川崎市が被った損害であります。

以上により、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求いたします。

なお、甲第1号証及び甲第2号証の契約締結回議書及び支出命令回議書によれば、当該契約の最終決裁者及び支出命令者は、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課の下浦健課長であります。

また、損害額の認定においては、財政局契約課が作成した甲第3号証を参考に、民事訴訟法第248条の規定を類推適用し、監査委員が適切な損害額を認定すべきものと思料いたします。

2 請求の理由

甲第7号証で示すとおり、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、特別養護老人ホーム多摩川の里という同一の工事所在地、地下階機械室という同一の工事場所、ポンプ補修工事という同一の種類工事、見積り合わせ業者の組合せが同一の3業者、受注業者が同一の業者、契約回議書の起案日が平成30年12月17日という同一起案日及び請書にある契約日が平成30年12月17日という同一の契約日であることからして、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、2件の工事に分割発注・契約しなければならない合理的な理由は存在しません。

甲第1号証及び甲第2号証の工事で違う点は、「給水ポンプ工事」か「排水ポンプ工事」かの違いであり、この違いをもって、別々の発注・契約を行うことは、個人の家庭、民間会社、他の地方公共団体及び国の契約においても、有り得ない発注・契約であります。

したがって、甲第1号証及び甲第2号証の工事は、禁止されている1件工事を250万円以下の2件の

工事に分割し、違法に随意契約を行ったものであり、明らかに、違法契約であることからして、川崎市の被った損害を補填するために必要な措置を執られるよう地方自治法第242条第1項の規定により請求するものであります。

3 不適切文書処理

甲第4号証に令和元年12月5日付け31川健事第1024号「開示請求拒否通知書」を示します。

それは、健康福祉局が、甲第1号証及び甲第2号証の工事の予定価格を算出するための下見積りを関係業者に依頼した場合、公文書であります下見積書の開示を請求人が求めたものに対する開示請求拒否通知書であります。

その開示拒否理由として「下見積りに係る決裁文書については、作成を規定する法令等もなく、また作成する必要性もありません。そのため、実際に作成しておらず、文書不存在のため、開示することができません。」と不開示理由が述べられています。

そこで、確認ではありますが、①実際に下見積りを業者に依頼したのか、しなかったのか。②下見積りを業者に依頼し、下見積書を徴収したが、廃棄し、公文書として保存していないのか、どうか。③業者に下見積りを依頼しなかった場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事仕様書は、かなり詳細な仕様書及び金抜き設計書となっているが、それらは誰が作成したのか、明からすべきであります。

なお、市職員が設計積算したのであれば、下見積書が無いことは当然ではありますが、仮に、業者に下見積書の作成を依頼した場合は、それは設計積算の根拠となるものであり、財務会計行為としては、重要な公文書となるものであります。

そこで、④保存してあるのに何らかの不都合理由により、開示せずに隠ぺいしたのか、もしくは、⑤保存しておく不開示の対象となることから、意図的に公文書を廃棄したのか。

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課は、公文書の意図的隠ぺいもしくは意図的廃棄に関わる重要な行政責任に関わることであることから、上記について根拠を示し、明確に説明する責任があります。

4 分割発注を示す公文書

甲第2号証として開示された文書の中に、甲第5号証として「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」と題されたページがありました。

このように、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプの工事は、業者としての普通の感覚で1件工事としてとらえているものであります。

また、甲第6号証として、甲第2号証中に添付された工事写真の同じページに、写真番号No.4として「2018年1月23日(火)撮影日の交換給水ポンプユニット既存調査-④」また、写真番号No.5として「2018年1月23日(火)撮影日の交換汚水ポンプ既存調査-①」が表示されていることからしても、前記工程日数表と同じく、業者としての普通の感覚で、受注業者は1件工事としてとらえているものであります。

したがって、受注業者が作成した書面等においても、給水ポンプと排水ポンプの工事を2件に分割し、発注・契約する合理的な理由は存在いたしません。

添付資料

- 【甲第1号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里 給水ポンプ補修工事」の契約回議書
- 【甲第2号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里 排水ポンプ補修工事」の契約回議書
- 【甲第3号証】・・・財政局契約課作成の「業種別・契約区分別・月別の平均落札率(%)一覧
- 【甲第4号証】・・・令和元年12月5日付け31川健事第1024号「開示請求拒否通知書」
- 【甲第5号証】・・・「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」と題する書面
- 【甲第6号証】・・・甲第2号証中に添付された工事写真
- 【甲第7号証】・・・特別養護老人ホーム多摩川の里 給水ポンプ・排水ポンプ 補修工事 比較一覧表

川崎市職員措置請求書（補充書）

2020年（令和2年）1月8日

川崎市監査委員 様

住所 川崎市宮前区五所塚1丁目21番3
職業 (略)
氏名 坂 卷 良 一

令和元年12月13日付け川崎市職員措置請求書を次のとおり補充いたします。

1 下見積りもしくは参考見積りは契約上の重要資料であることについて

「病院局契約指名業者選定委員会要綱」を甲第8号証として示します。

「病院局契約指名業者選定委員会要綱」の4ページにあります第1号様式及び5ページにあります第2号様式の最下段の枠下に、「*契約締結の依頼の提出にあたっては、当様式その他、仕様書、下見積書、旧契約との仕様の違い（新旧対照表）等、必要に応じて添付願います。」とあります。

つまり、下見積書は、契約締結における設計・積算の基となる重要な資料であることから、病院局における指名業者選定委員会における審議には、下見積書を添付図書としているものであります。

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課は、甲第4号証の令和元年12月5日付け31川健事第1024号「開示請求拒否通知書」において、「下見積りに係る決裁文書については、作成を規定する法令等もなく、また作成する必要性もありません。そのため、実際に作成しておらず、文書不存在のため、開示することができません。」と不開示理由を述べています。

契約上の重要な資料である下見積りもしくは参考見積りに係る決裁文書については、「作成を規定する法令等もなく、また作成する必要性もありません。」と言い切っていますが、契約における公平性、公正性及び透明性が求められる時代、また、説明責任が求められる時代において、契約上の重要な資料について、そのような認識が許されるのでしょうか。

その疑問から、やはり、令和元年12月13日付け川崎市職員措置請求書の「3 不適切文書処理」における中段以降を改めて記載いたします。

「そこで、確認であります。①実際に下見積りを業者に依頼したのか、しなかったのか。②下見積りを業者に依頼し、下見積書を徴収したが、廃棄し、公文書として保存していないのか、どうか。③業者に下見積りを依頼しなかった場合、甲第1号証及び甲第2号証の工事仕様書は、かなり詳細な仕様書及び金抜き設計書となっているが、それらは誰が作成したのか、明からすべきであります。」

なお、市職員が設計積算したのであれば、下見積書が無いことは当然ではありますが、仮に、業者に下見積書の作成を依頼した場合は、それは設計積算の根拠となるものであり、財務会計行為としては、重要な公文書となるものであります。」

そこで、④保存してあるのに何らかの不都合理由により、開示せずに隠ぺいしたのか、もしくは、⑤保存しておくことと開示の対象となることから、意図的に公文書を廃棄したのか。」

健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課は、公文書の意図的隠ぺいもしくは意図的廃棄に関わる重要な行政責任に関わることであることから、上記について根拠を示し、明確に説明する責任があります。」

平成30年度の川崎市職員録によれば、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課の職員は、全員が事務職員であり、設計積算の知識がある技術職員は1人も在籍していません。

その状況で、業者からの下見積書を徴取せずに、給水ポンプの場合は21項目にもわたる見積仕様書また排水ポンプについては10項目にもわたる見積仕様書を作成しております。

ポンプの構造等の知識に乏しいと思われる事務職員が、あれほどの見積仕様書を作成できるのでしょうか。

予定価格の適正性及び3業者の見積額の適正性を検証・確認するためには、上記下線部分について、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課は、説明責任を果たすべきであります。

添付資料

【甲第8号証】・「病院局契約指名業者選定委員会要綱」

請求人の陳述録

お手元に甲第1号証から、本日急遽お渡しさせていただくことになりました8号証まで、証拠書類を提出させていただいております。その中で、甲第7号証、基本的にこの違法性は分割発注であるという私の主張でありますので、ではその分割発注の状況がどうかというのをこの甲第7号証においてわかりやすく表にさせていただきます。

工事所在地といたしましては、甲1号証、2号証、両方とも多摩川の里でございます。工事場所も地下階機械室でございます。工事の種類がポンプ補修工事です。それと、見積り合わせ業者の組合せが、稲田水道工務店、玉川設備、ミカセと、同じ3社の組合せでございます。そして、受注業者が稲田水道工務店と、両方の工事ともに稲田水道工務店が受注しております。契約回議書の起案日が1号証、2号証ともに平成30年12月17日、同日でございます。契約日も同じく12月17日ということで、全てここまでが同一の内容で、甲第1号証の契約案件と甲第2号証の契約案件の中身でございます。何が1と2で違うかといいますと、甲第1号証が給水ポンプの補修工事であるということですね。甲第2号証が排水ポンプであると。給水ポンプと排水ポンプの違いのみによって、この多摩川の里のポンプ工事を2件に分割していると。2件をまとめれば250万を超えて、契約課に依頼をして競争入札をしなければならないという川崎市の規定でございます。それを、1号証と2号証の契約回議書に分けて、給水ポンプと排水ポンプの2件に分割して発注している。これだけの内容で、なぜ一括して工事ができないのかということになります。

先ほど、まちづくり局施設計画課がつくった乙1号証という書類をいただきました。もらったばかりで全部細かくは詳細に一字一句見たわけではありませんけれども、甲1号証の頭に回議書がありまして、そこから6枚目です。2号証も6枚目です。私が開示を受けたときは、まだこの段階でまちづくり局の資料は手元になかったのですけれども、これだけの仕様書を事務職員がつくれるかということになりますと、とても無理でございます。私も事務職員でありましたので、仮に多摩川の里の担当であっても、現場に行って外観から見て、これだけの発注仕様書をつくることはまず無理でございます。

1号証、2号証ともに、6ページの見積書(案)にそれぞれ21項目、それから10項目の見積りの仕様の内容が書かれておりまして、これを業者に渡しまして、業者のほうはそれぞれについて見積金額を入れて最終的な合計金額を出すということになるんですけども、これだけの中身は、本日の補充書の中にも書かせていただきましたけれども、所管課は全員が事務職であります。技術職はおりませんので、技術職がないのにこれだけの仕様書をつくれる能力はまずないということで、下見積書をとったのかどうかということで情報公開請求をいたしましたところ、法令等にそのような記載もないし、その必要もないという回答でありました。

その関係で、今日、乙1号証という形でまちづくり局が、多摩川の里の給排水ポンプの設計委託というふうになっているんですね。2枚目の表が交換工事費、これで1000万円というふうになっているんですね。中身がわからないので、今回の1号証と2号証の金額の合計の約350万ぐらい、まちづくり局が設計をした金額が1000万円、それが健康福祉局で仕様書をつくって見積額をとると両方で350万ぐらいになったんですかね。なぜこれだけの違いがあるのかというのはわかりませんでした。まちづくり局にこの内容を私個人として問い合わせしないと、この内容は理解できません。

どこかに下見積書をとったというのがあったんですけども、本日いただきました健康福祉局の市の考え方2ページ目の一番下の3行のところ。「その後、『給水ポンプ工事』について、事業者へ下見積りの提出を依頼し、この時点において実施できていなかった『排水ポンプ工事』についても、『排水ポンプ』の老朽化が進んでおり不具合が生じていたことから、下見積りの提出を依頼いたしました」と。ここに下見積りをとったというふうを書いてあるんですけども、なぜ下見積書がないのか。健福のほうの回答では、法令等に規定がないのかもわかりませんが、その必要性もないというふうに言い切っているわけですね。でも、実際にはここ下見積書を提出しと明確に書かれておりますので、下見積書は存在をするのではないかというふうに思いますね。下見積書が存在しないと、先ほどお話ししました甲1号証、甲2号証の6ページ目の見積書(案)の21項目、そして10項目のこのような見積り依頼をする場合の仕様書、金抜き設計書はまずできないと思うんです。まちづくり局のほうから出てきた書類にもこの内訳は全く書いていないんです。ですので、では一体この見積り案は誰がつく

ったんだということなんです。当初、明確に存在していないとは書いてはいないんですけれども、法令等に規定もないし、その必要性もないから開示拒否であるという通知を私はいただいたわけです。でも、市の考え方を見ますと、明確に下見積りをとったということが書かれているということです。

それと、私はあくまでもこれは分割発注であるという考えですので、それについて、市の考え方の4ページ目の上から12行目から「当該2件の工事については」というところがあります。そこを読み上げますと、「当該2件の工事については、『1 本件請求に関する事実経過』で示したとおり、補修対象、作業環境、及び夜間工事の必要性という点で工事内容について相違がありました」。普通、道路工事でも下水工事でも水道工事でも、夜間工事、昼間工事、一緒にやっています。夜間工事だけ発注、昼間工事だけ発注という発注の仕方はまずありません。道路工事でもそうです。川崎市内の業者さんに聞いてみれば、いやいや、そんな発注をされては困りますと、逆に業者さんのほうから言われてしまいますね。補修対象、排水ポンプか給水ポンプかによって、うちは給水ポンプの補修工事はできますけれども、排水ポンプはできませんとか、そんな業者さんはまずあり得ないですね。そういう業者さんがいたら、登録業者さんとしては不適切な業者さんだと思います。

その下に、「さらに、当該2件の工事实施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整のうえ、それぞれ設定する必要がありました。そのため、施工時期について異なる可能性がありました。上記のとおり、本件は、工事内容が異なり、施行時期が異なる可能性があるものであり、本来1件で発注すべき案件とはいえ、随意契約は法において認められている契約方法であり、契約手続きにおいては、関係法令に則り、適正に行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます」というのが健康福祉局の考え方ですけれども、先ほどこの部分の、当初申し上げましたとおり、施工時期が異なるといっても、仮に1月1日から1月31日までが排水ポンプ、2月1日から2月28日までが給水ポンプ、そのように工事時期を設定したとしても、当初から1月1日から2月28日までの工期を設定すれば済むものであって、工事時期が違うからといって1件にまとめないということは、通常の道路工事、下水道工事、水道工事、それから建物の工事、今、本庁舎を壊していますけれども、解体と新設は違いますけれども、新設は1件で発注すると思います。付帯工事なんかは別途ある可能性はありますけれども、それをそれぞれ夜間工事と昼間工事に分けたりとか、1階から5階まではA業者、6階以上はB業者とか、そんなふうに分けた発注などはしないと、普通考えれば誰でもわかるような内容でありますけれども、健康福祉局がこの2件に分けた工事の適法性について、こういう考え方を示している。通常ではあり得ないですね。

それと、4ページの一番下の3行、「さらに、別個の工事とすることで、市内中小企業受注機会の確保を図ったもので『2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠』に示したとおり、契約手続きについて適法であると考えます」と。これはたしか、正確には思い出しませんけれども、市内業者への発注、分離分割は適正なんです。ただし、川崎市内、尻手黒川みたいな長い距離を全部1件で発注しちゃうと大変ですので、それは幾つかに分けて、Bランク、Cランクとか、そういうところに分けて幾つかに分割して発注をすることは市内業者優先で、それはいいんですけれども、軽易工事、少額随意契約の分割発注を、市内中小企業受注機会の確保を図ったということを正当化いたしますと、分割発注の違法性が全く問えないということになります。これは明らかに市内中小企業受注機会の確保、この理解を誤ったものであります。これは契約課に聞いていただければ明確にわかる内容だと思います。

基本的には、誰が考えても、同日起案、同日契約、それで同一場所、同一工種、給水ポンプと排水ポンプの違いしかない工事、これを2件に分けて、はいはい、これが適正ですということになれば、全国の地方自治体の笑い者になってしまいますね。これを分割発注と言わずして何と言うのか。

私の陳述は以上でございます。

関係職員の陳述録

令和元年 12 月 13 日付川崎市職員措置請求書による措置請求（以下「本件請求」という。）に対する本市の見解につきましては、次のとおりです。

1 本件請求に関する事実経過

高齢者事業推進課が所管する指定管理施設において、1 件当たり 250 万円を超える大規模な工事を実施する場合は、川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年 6 月 1 日訓令第 4 号）第 2 条において工事担当部局として定められているまちづくり局への依頼が必要となります。そのため、例年、高齢者事業推進課から各指定管理者に対して必要な工事の照会を行っております。

平成 26 年度に各指定管理者に対して上記照会を行ったところ、特別養護老人ホーム多摩川の里の指定管理者より、施設内に設置している給水ポンプの 2 機中 1 機が故障により完全に機能停止しているため、本市に対して給水ポンプ補修工事（以下「給水ポンプ工事」という。）の実施依頼がありました。さらに、排水ポンプについても 2 機中 1 機が故障により完全に機能停止していたため、同時期に本市に対して、給水ポンプ工事とは別個の工事として排水ポンプ補修工事（以下「排水ポンプ工事」という。）の実施依頼がありました。

平成 26 年度以降も同様の工事実施依頼がありましたが、平成 29 年度までは当該 2 件の工事予算の確保に至らず、工事に着手できていませんでした。

平成 29 年度においても、特別養護老人ホーム多摩川の里の指定管理者より当該 2 件の工事実施依頼があったため、平成 29 年 6 月に平成 30 年度建築工事等予算見積依頼書により、給水ポンプ工事と排水ポンプ工事について、まちづくり局へ予算見積もり依頼を行いました。

その後、まちづくり局からは、平成 29 年 9 月 15 日付 2 9 川ま施設第 1789 号（乙第 1 号証）にて、見積もりが 250 万円以下である排水ポンプ工事については健康福祉局にて軽易工事での対応をお願いする旨の回答がありました。

給水ポンプ工事については、継続してまちづくり局において工事発注手続を進め、指名競争入札が実施されましたが、10 社指名し、5 社が辞退、4 社が不参、入札参加が 1 社のみであったため、平成 30 年 10 月 15 日に不調となりました。

これを受け、再度不調となり施工時期が遅れ、施工が完了する前に給水ポンプが完全に停止してしまった場合、施設の運営のみならず施設に入居している多数の要介護高齢者の心身に重大な影響が生じてしまうおそれがあることから、早急に対応することが望ましいと判断し、健康福祉局にて対応することとしました。

その後、給水ポンプ工事について、事業者へ下見積りの提出を依頼し、この時点において実施できていなかった排水ポンプ工事についても、排水ポンプの老朽化が進んでおり、不具合が生じていたことから、下見積りの提出を依頼いたしました。

下見積り事業者からは、給水ポンプ工事を実施する際には、一時的に断水が必要であり、通常の施設であれば、施設利用者がいない休館日等の日中に工事を実施することが可能であるものの、特別養護老人ホーム多摩川の里は、要介護高齢者が多く入居する高齢者施設であり、日中に断水することは不可能であるため、夜間に断水し、工事を実施する必要があることを確認しました。

また、排水ポンプ工事については、工事実施時に影響が及ぶ範囲が厨房、トイレ、風呂などに集中されるが、排水機能が全て失われるわけではないこと、給水ポンプ工事については、工事実施時に断水するため、全館に影響が及ぶことから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、施設への影響が最小限となるようにそれぞれ設定しなければならないことを確認しました。

当該 2 件の工事については、補修対象となるものが給水設備と排水設備で異なっており、また、排水ポンプ工事実施時は汚水を扱う必要があるため、作業環境についても異なっていたこと、さらに、給水ポンプ工事については夜間工事が必要であったことから、当該 2 件の工事については、工事の施工内容について相違がありました。

さらに、当該 2 件の工事実施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、それぞれ設定する必要があります。そのため、施工時期について異なる可能性があります。

以上のことから、当該 2 件の工事については、それぞれ別個の工事として執行することとし

ました。

その後、当該2件の工事について、高齢者事業推進課から技術職員が在籍する施設課へ予算使用申請を行い、承認後、それぞれ平成30年11月28日に3社へ見積もり依頼を行い、平成30年12月17日に予算執行伺いを起案し、決裁の後、契約手続を行った上で軽易工事によりこれを執行いたしました。

2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠

地方自治法第234条第1項では、「売買、賃貸、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と規定し、また、同条第2項では、「前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定しています。これを受け、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号及び川崎市契約規則（以下「契約規則」という。）第24条の2第1項第1号では、予定価格が250万円以下の工事請負契約については、随意契約（以下「少額随契」という。）によることができると規定しています。

なお、少額随契を行う場合、契約規則第26条第1項では、「市長は、随意契約をしようとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。」と規定していますが、競争性及び透明性を確保し、適正な価格で契約を行うため、川崎市契約規則等の一部改正に伴う事務取扱について（昭和58年3月13日付57川総用第240号助役専決。以下「助役専決分書」という。）において、原則として3者以上の見積り合わせで執行することが通知されています。

当該2件の工事は、それぞれの工事に係る見積書を3者から徴したところ、1件当たり250万円以下での契約が可能となり、契約規則に規定する随意契約によることができる場合の限度額の範囲内であることから、施行令で規定する少額随契により執行したものです。

契約課が示す契約事務の手引きにおいては、「工事内容、業種、施工場所、施工時期が同じ、又はほぼ同様である工事等について、本来1件で発注すべき案件を、複数件に分けて発注することはできません。」との記載があります。

当該2件の工事については、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、補修対象、作業環境及び夜間工事の必要性という点で工事内容について相違がありました。

さらに、当該2件の工事实施時に影響が及ぶ範囲がそれぞれ異なることから、施工日及び施工時間については、施設と調整の上、それぞれ設定する必要がありました。そのため、施工時期について異なる可能性がありました。

上記のとおり、本件は、工事内容が異なり、施工時期が異なる可能性があるものであり、本来1件で発注すべき案件とは言えず、随意契約は法において認められている契約方法であり、契約手続においては、関係法令に則り、適正に行ったものであるため、当該2件の工事に係る契約は適法であると考えます。

3 川崎市職員措置請求書記載事項に対する本市の見解

(1)「1 請求の要旨(2)違法性について」は、全て否認します。

当該2件の工事については、「1 本件請求に関する事実経過」で示したとおり、指定管理者から2件の工事として実施依頼を受けていたこと、また、工事内容が異なっていたこと、さらに、施工時期について異なる可能性があったことから、それぞれ別個の工事として執行したものであり、不当に分割し契約したものではありません。

さらに、別個の工事とすることで、市内中小企業受注機会の確保を図ったもので、「2 軽易工事（随意契約）により執行した根拠」に示したとおり、契約手続について適法であると考えます。

(2)「1 請求の要旨(3)川崎市が被った損害の補填」は、全て否認します。

(1)で示したとおり、当該2件の工事については、適法な手続により執行しているため、本市に対する損害は生じていないものと考えます。

(3)「2 請求の理由」は、全て否認します。

当該2件の軽易工事は、1件の工事を不当に分割し契約したものではありません。(1)に示したとおり、当初より指定管理者から2件の工事として実施依頼を受けており、工事内容について相違があったこと、さらに、施工時期についても異なる可能性があったことから別個の工

事として執行したものであり、契約手続については適法であると考えます。

また、「川崎市の被った損害」については、(2)で示したとおり、本市に対する損害は生じていないものと考えます。

(4)「3 不適切文書処理」は、全て否認します。

請求人より提出された令和元年11月22日付公文書開示請求書(乙第2号証)において、当該2件の工事に係る下見積書及び下見積りに係る決裁文書一式、開札状況表の開示請求がありました。下見積りに係る決裁文書一式については、その作成を規定する法令等もなく、また、作成する必要性もないため、文書不存在でありました。

そのため、令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求拒否通知書(乙第3号証)にて開示請求拒否を通知したところです。一方、開札状況表及び下見積書に関しては、文書が存在したため、令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求承諾通知書(乙第4号証)にて開示請求を承諾し、開示を行っております。

そのため、請求人の主張には事実誤認があるものと考えます。

(5)「4 分割発注を示す公文書」は、全て否認します。

甲第5号証「特別養護老人ホーム多摩川の里給水ポンプ&水中排水ポンプ交換工事の工程日数表(参考)」については、まちづくり局より、今後の参考のため、施工に要した日数についての資料提供依頼を受けたため、請負業者へ作成を依頼し、工事実施後に提出を受けたものです。

そのため、この書類をもって、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプ交換の工事は、業者として普通の感覚で1件工事として捉えていることを証することはできないものと考えます。

また、工事写真中、給水ポンプ工事の写真と排水ポンプ工事の写真が混在してしまっていることについて、請負事業者へ確認したところ、書類作成時に誤って混在してしまったとのことであり、混在箇所については斜線が引かれ訂正されており、工事写真として支障なく受理したものです。そのため、工事写真をもって、受注業者においても、給水ポンプと排水ポンプ交換の工事は、業者として普通の感覚で1件工事として捉えていることを証することはできないものと考えます。

4 結論

本件請求における工事は、関係法令等に従い適正に執行したものであり、違法又は不当との評価を受けるものではないと考えます。

添付資料としまして、「1 乙1号証平成29年9月15日付29川ま施設第1789号」、「2 乙第2号証令和元年11月22日付公文書開示請求書写し」、「3 乙第3号証令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求拒否通知書写し」、「4 乙第4号証令和元年12月5日付31川健高事第1024号開示請求承諾通知書」、「5 乙第5号証令和元年8月7日付31川健高事第555号写し」

以上でございます。

軽易工事（随意契約）に係る法令等（本件措置請求に関連する部分のみ）

1 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

2 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

1 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

別表第 5（第 167 条の 2 関係）

1	工事又は製造の請負	都道府県及び指定都市	250 万円
---	-----------	------------	--------

3 川崎市契約規則（昭和 39 年規則第 28 号）

（随意契約によることができる場合の限度額）

第 24 条の 2 令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により随意契約によることができる場合の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額の範囲内とする。

（1） 工事又は製造の請負 2,500,000 円

4 川崎市軽易工事契約事務取扱規程（昭和 49 年訓令第 8 号） ※本件各工事契約締結当時のもの

（趣旨）

第 1 条 この規程は、法令その他別に定めるもののほか、軽易工事について契約事務を分掌することによって、契約事務を迅速かつ適確に執行するため、その取扱手続を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 予算執行部局の長 川崎市予算及び決算規則（平成 7 年川崎市規則第 10 号）第 2 条第 2 号に定める局の長をいう。

（2） 工事執行部局の長 川崎市請負工事監督規程（昭和 43 年訓令第 4 号）第 2 条第 2 号に定める工事担当部局長をいう。

（3） 軽易工事 予算科目が工事請負費又は需用費に該当し、1 件 2,500,000 円（需用費中 100,000 円以下のものを除く。）以下の建物等の小破修繕等に類するもので別表で定める原形復旧工事をいう。

（工事見積書の徴取等）

第 3 条 予算執行部局の長は、軽易工事の必要が生じたときは、第 7 条に規定する業者から適格者を選定して工事見積書を提出させるものとする。この場合において、なるべく 2 名以上の業者を選定しなければならない。

2 予算執行部局の長は、川崎市予算及び決算規則第 23 条第 1 項に規定する予算執行伺（以下「予算執行伺」という。）に前項の工事見積書を添付の上、工事執行部局の長の工事費等の審査を受けるものとする。ただし、当該工事費等の審査をすることができる技術職員がいる予算執行部局にあつては、当該予算執行部局において審査を行うものとする。

3 前項本文の規定による審査は、予算執行伺への合議をもって行うものとする。

（工事執行部局の長の承認）

第 4 条 工事執行部局の長は、工事費等の審査を行うものとし、当該工事費等に異議のないときは、合議を受けた予算執行伺の承認を行うものとする。

（随意契約の締結等）

第5条 予算執行部局の長は、前条に規定する承認を受けた工事費又は第3条第2項ただし書の規定による工事費等の審査に基づく工事費の範囲内で最低の価格をもって見積りした者を随意契約の相手方として決定するものとする。

2 前項の規定により随意契約の相手方を決定したときは、請書（川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第8号様式）を提出させなければならない。

（監督及び検査）

第6条 予算執行部局の長は、契約の適正な履行を確保するため、職員のうちから監督員及び検査員を命じ、工事の監督及び検査をそれらの者に行わせなければならない。

2 前項の検査は、請負業者から軽易工事完成届（別記様式）を提出させた後に行わなければならない。

（業者の選定）

第7条 予算執行部局の長が第3条において選定すべき業者は、次の要件に該当するものでなければならない。ただし、工事の性質上これによりがたい場合は、この限りでない。

（1）本市の工事請負に係る有資格業者名簿に登録されていること。

（2）工事の履行場所の近くに事務所を有すること。

（3）本市工事の経験があり、かつ、誠意があるもの

（執行状況の報告等）

第8条 予算執行部局の長は、軽易工事の執行結果を四半期ごとに取りまとめ、財政局長に報告しなければならない。

2 財政局長は、前項により報告を受けた執行の状況が業者選定等について適当でないとき、予算執行部局の長に対しその改善を要求することができる。

別表

工事の種類	内容
建築	扉(とびら)、雨樋(どい)、日除(よけ)、壁張り、塗装、畳、案内板、目かくし、カーテン、建具、ブラインド、シャッター、すのこ、庇(ひさし)、看板、塀(へい)、流し、棚(たな)、屋根葺(ふき)替え、手摺(すり)、網戸、間仕切、タイル、スレート、モルタル、窓枠、飾り石、下屋、床、天井、壁等に関する工事
設備	電灯、ボイラー、ポンプ、配水、水飲み場、便器、フラッシュバルブ、換気扇、浴槽(そう)、高架水槽(そう)、電気器具取替え、水道き裂破損、放送機器、受配電器具、排水つまり、築炉、浄化槽(そう)等に関する工事
土木	防護柵(さく)、反射鏡、側溝、道路照明、道路標示、路面の部分的補修等に関する工事
造園	植栽等に関する工事
下水	人孔補修、人孔嵩(かさ)上、下水管の部分的補修、下水管のごみ上げ、防護柵(さく)等に関する工事